

青葉区社会福祉協議会 『年末たすけあい募金配分』 申請のてびき

年末年始時期に実施される地域や施設、当事者団体の交流を中心とした事業、及び地域福祉活動に、年末たすけあい募金の一部を、配分します。

※年末たすけあい募金とは…11月1日から実施する年末たすけあい運動により集められた、青葉区の方々の善意の寄付です。「誰もが安心して生活できるまちづくり」を目指しています。

《目的》

年末年始時期に、区内で実施される、区民を対象にした当事者団体の交流を中心とした事業及び地域福祉活動に助成することで、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

《配分対象》

青葉区内で福祉・保健の分野において活動するボランティア団体や当事者団体、その他福祉保健活動を対象としています。

《配分対象事業》

*活動の時期

毎年度 **11月1日から2月末日**までに事業完了する事業を対象としています。

(「年末たすけあい募金」の趣旨から、この時期での実施を対象としています)

但し、年間を通じて“見守り・たすけあい活動”を行っているものは、対象になります。

*対象事業

- (1) 児童、障がい者、高齢者等への福祉サービス・支援活動のための事業
- (2) 障がい者の自立支援及び社会参加のための事業
- (3) 生活の質の向上に資する地域福祉活動

《対象としない事業》

次に掲げる事業は、配分の対象となりません。

- (1) 介護保険サービス、障害福祉サービス等の公的サービス事業
- (2) 一件10万円以上物品の購入
- (3) 他の公的助成金・配分金と重複する事業

《配分対象としない費用》

次に掲げる費用は、配分の対象となりません。

- (1) 人件費に類するもの
- (2) 事務所となる家屋、部屋の借上げ料
- (3) 団体の運営資金及び個人の資産に帰するもの
- (4) その他不明瞭な支出

《申請》

申請期間は、**令和2年10月26日（月）～11月10日（火）**です。

郵送または、窓口までご持参ください。

（郵送の場合でも、**11月10日（火）必着**となるよう、お願いします）

※期日を過ぎた場合は、受付できません。予めご了承ください。

《申請書類》

申請をする際には、次のものをご提出ください。

- (1) 申請書
- (2) 活動が分かるもの（チラシやパンフレット、活動中の写真など）

《申請先》

青葉区社会福祉協議会まで申請ください。

（住所）〒225-0024 青葉区市ケ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点



※駐車場はあります（建物南側）

台数に限りがあります（3台のうち1台は身障用スペース）
できる限り、公共交通機関をご利用ください。

※窓口は、月曜～土曜日 9:00～17:00 です。

お問い合わせがある場合は、

月曜～金曜日 9:00～17:00

をお願いします。

《配分》

審査会で決定後、12月下旬頃に配分予定です。詳細については、追ってご連絡します。

※配分決定後、決定通知および「請求書」を送付します。

《配分団体の責務》

配分を受ける団体は、「本事業は、『年末たすけあい募金』の配分を受けています。」など、配分を受けていることをPR頂きます。

また、事業終了後は、必ず「報告書」を提出頂きます。（3月末までに）

《その他》

ご質問などありましたら、お問い合わせください。

お問い合わせは、下記まで

青葉区社会福祉協議会 電話972-8836（月～金曜：9時～17時）